

事業所ベースでは9.2%にもものぼる 厚生年金保険料滞納率

週刊ダイヤモンド「データフォーカス欄」、2010年6月5日

一橋大学特任教授 高山憲之

厚生年金の場合、保険料の滞納率は2%程度であり、極端に低い。これは社会保険庁が繰り返しかえし公表してきた事実だ。ただ、この滞納率は金額ベースの計数であり、注意が必要である。

最近になって社会保険庁は事業所ベースの滞納率をはじめて公表した(図1)。それによると、全国で約173万ヶ所ある厚生年金適用事業所のうち、15万弱の事業所が保険料を滞納していた。滞納率は事業所ベースでみると、9.2%程度になっている勘定である(2009年5月時点)。滞納率2%というオーダーとは大きく違っている。

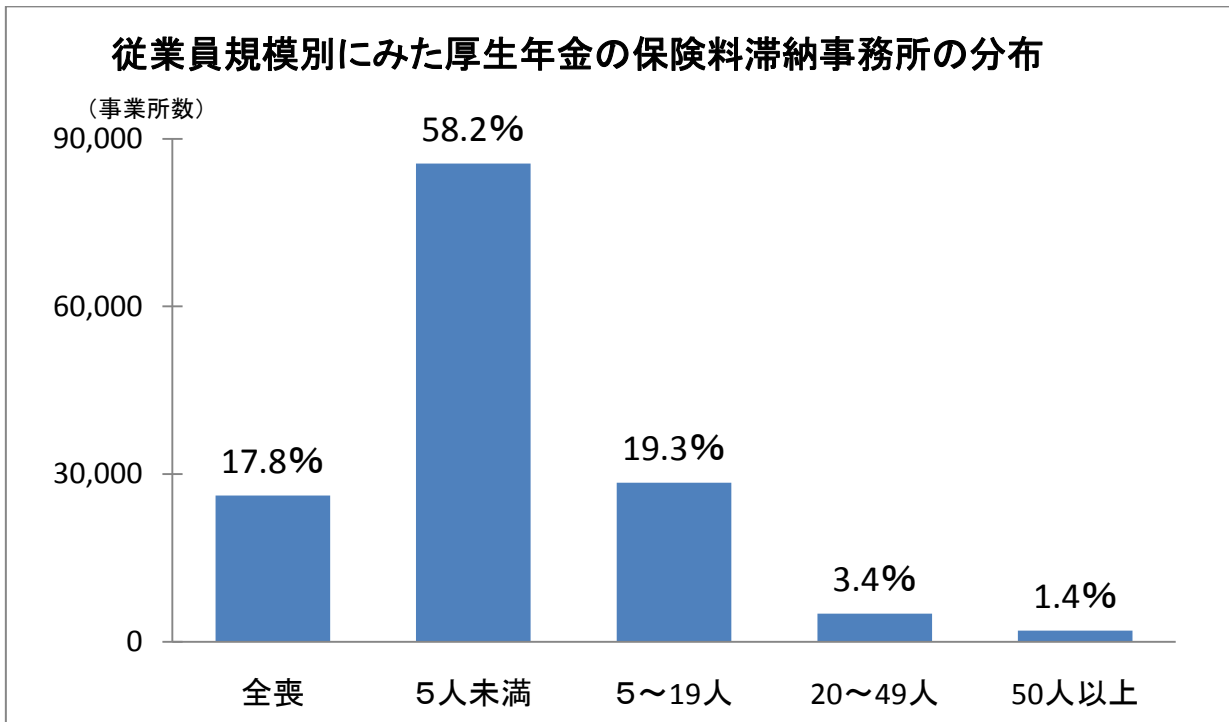
滞納事業所は従業員20人未満とりわけ5人未満のところに集中している。厚生年金の保険料滞納処分は大半が零細企業相手の業務である。手間ひまがかかるものの、金額ベースでは割にあう業務にならない。

5人未満の事業所を厚生年金に加入するように義務づけたのは昭和60(1985)年の年金改正である。直近時点における厚生年金適用事業所を従業員規模別に調べてみよう。その結果は図2のとおりである。法改正後25年経過した今日、厚生年金適用事業所の過半(54%)は5人未満の事業所となっている。ただ、被保険者数でみると、5人未満事業所に勤務する従業員は厚生年金全体の5%を占めているのにすぎない。

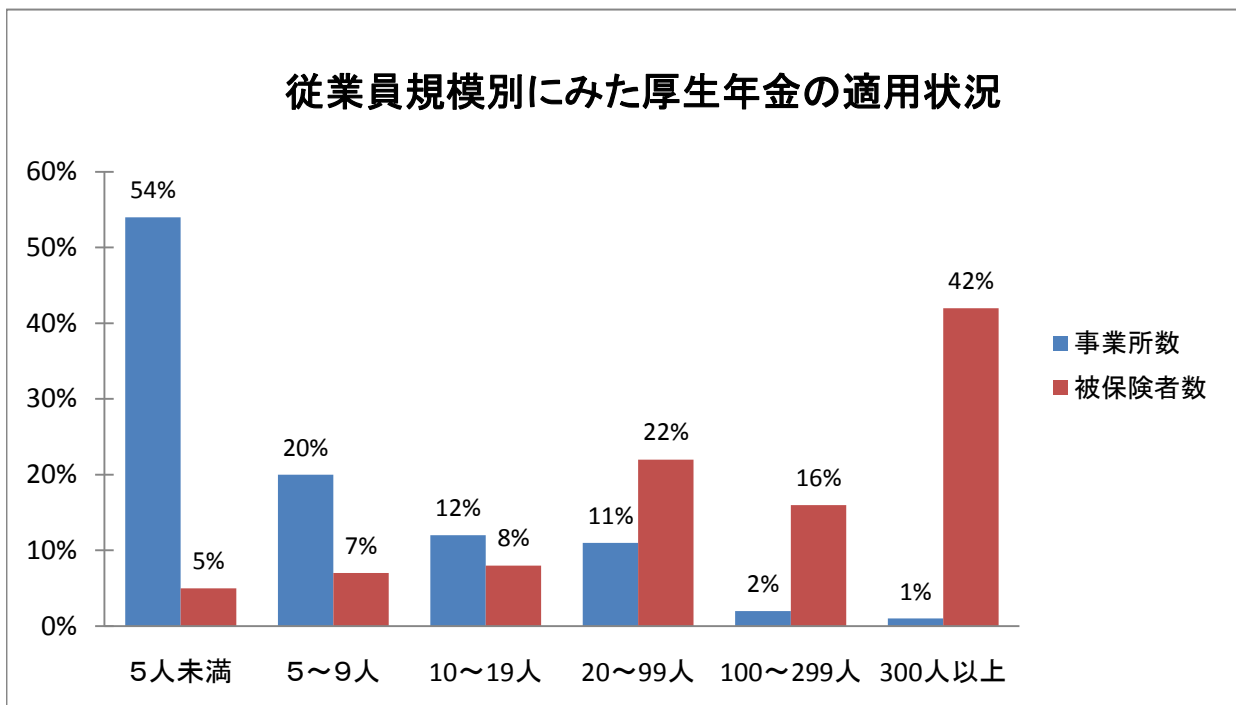
厚生年金適用事業所は日本全体で今日、約173万ヶ所であるが、本来、厚生年金に加入すべき事業所のうち未加入の事業所も少なくない。ちなみに財務省『法人企業統計調査』によると、営利企業数は直近時点で280万前後に達している。100万強の事業所が厚生年金に未加入のまま、放置されていることになる。

民主党は所得比例年金を新年金体系の柱にしようとしている。零細事業所は経営不安に直面しているところが多く、雇用も不安定である。社会保険事務に精通していない事業所も多く、未加入のままだったり、保険料を滞納したりしている事業所も少なくない。申告ミスや偽装・不正申告も避けられないだろう。

このような零細事業所を主要な業務対象とする所得比例年金の実務は容易でない。実務の現場に過大な負荷をかけない工夫が必要である。



出所) 社会保険庁 資料(2009年5月31日時点)



出所) 社会保険庁 資料(2008年9月1日時点)